

# 和寒町農業委員会だより

発刊第 2 号  
平成30年 4月 5日



## 内容一覧

- 1 ページ 会長あいさつ・新農業委員紹介
- 2 ページ 研修会に参加してきました・農業者年金について
- 3 ページ 農地パトロール・平成29年度改善組合幹旋価格（賃貸料）  
編集後記

編集・発刊 和寒町農業委員会  
〒098-0192 和寒町字西町120番地  
TEL 0165-32-2435 FAX0165-32-4238

## 農地パトロール（利用状況調査・荒廃農地調査）の実施！！

平成29年10月20日和寒町農業委員会において農地パトロール（荒廃農地、農地利用状況調査）を実施しました。

農地パトロールとは、農地法第30条に基づいて行い、地域の農地利用の確認、遊休農地の実施把握と発生防止・解消、違反転用発生防止早期発見について重点的に取り組むことを目的としています。

遊休農地等を重点的に確認しながら、全町をパトロールした結果としては、和寒町の平野部はほとんど不耕作地が見られない一方で、山手あるいは山際の農地に不耕作が目立ちました。

和寒町においても少子高齢化、鳥獣被害または農地の引受けてが不足している状況の中で、圃場の未整備あるいは、土地条件が悪い農地を中心に耕作放棄が増えているのではないかと考えられます。

和寒町農業委員会としては、耕作放棄地等の発生を防ぎ、農地を守り活かす活動をしてまいります。また、皆様の適切な農地の管理をお願い致します。



## ～平成29年分賃貸料～

平成29年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）は、以下のとおりです。

### 1. 田の部（水張面積10a当たり）

地区名	平均額	最高額	最低額
和寒東地区			
和寒南地区	9,900円	13,000円	6,800円
三和西和地区	7,100円	9,000円	2,600円
全体平均	8,500円	11,000円	4,700円

### 2. 畑の部

地区名	平均額	最高額	最低額
和寒東地区			
和寒南地区	3,300円	5,000円	2,000円
三和西和地区	2,000円	2,700円	1,600円
全体平均	2,700円	3,900円	1,800円

全国農業新聞  
申し込み受付中

詳しくは農業委員会まで

編集後記

この度の第2号となる農業委員会だよりにおいては「農業委員って何をしているのか？」そんな声に答えるべく、私達農業委員の仕事の内容等の情報提供が目的でもあります。農業者のすぐ近くに農業委員がいることが当たり前なのに、そのことが理解されない。頼りにされない。そんなことにならないように、日々努力を惜しまず任務に励んでいく所存です。

皆様からのご意見ご要望を寄せて頂き、色々な情報をお届けしてきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願い致します。

編集委員  
真鍋隆裕・菊地敏仁  
村岡敏一・二口哲也

## 研修会に参加してきました！！

平成29年11月2日上川地区農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が開かれ、全農業委員が研修を受けました。

研修では、農業委員会に係る法律が施行され、道内の農業委員会は農業者の農業委員が88.8%となったことや農業委員会制度のしくみ・農地制度についてなどの様々な説明を受けました。

主に、農業委員会の必須業務である農地の権利移動・農地転用の許可については、農地の私的財産と国民の食料の安定供給を目的とした公的財産の2面性があることから、農地以外にすることの規制と農業上の農地利用を確保するという農業委員会の措置があるため、自分が所有する農地であっても勝手に建物を建設したり、農地以外に利用することは農地法違反となり、行政罰金（罰金）、行政処分（原状回復命令など）が科せられます。また、許可を得ず賃貸・売買されましても契約自体が無効となり登記も行えませんので、許可申請されますようお願い致します。また、農地の相続については届け出が必要です。

農業委員会での権利移動の審議を全て満たしていること、現地確認調査を行い全会一致で判断することなど多くの項目を学び、確認してきました。

農業委員は、平等、公平かつ厳格に審議し円滑で適正な農地利用を図り、活動していく決意を新たに研修会を終えました。



## ～農業者年金について～

平成29年12月14日に士別市で行われた農業者年金研修会に参加し、旧年金や新年金のしくみや運用について学んできました。

農業者年金制度は、平成13年12月まで付加方式でしたが、平成14年1月からは積立方式の新しい制度に変わりました。新制度発足と同時に、平成13年12月までの制度は廃止されましたが、旧制度の受給者、待機者に対する年金の給付は継続されます。

手続きは、受給する年金ごとに行い、農協で申請することになります。特に経営移譲年金、特例付加年金を受給されている方あるいは請求される方、年金を受給していただくための重要事項があります。つきましては、農業委員会、農協にご相談下さい。

### ～現在農業者年金を掛けている方、掛けようかお悩みの方へ～

掛けている方につきましては、自分が収めた保険料と運用益を、将来受給する年金の原資として積み立てていき、この年金原資の額に応じて年金額が決まる積立方式の年金であり、受給者と加入者のバランスに影響されない制度になっています。加入要件は、国民年金（1号被保険者）、年齢は20歳以上60歳未満、年間60日以上農業に従事している方、3要件を満たせば加入できます。事業主だけではなく家族等も加入できます。生きている限り受給できる終身年金で、早く亡くなっても80歳までの保証付きです。ただし、死亡一時金として遺族に支給されます。

納付する保険料額は、1ヶ月2万円を基本として最高6万7千円までです。で変えることができます。経済的に苦しい時は減らし、余裕ができたならあげることが可能です。また、60歳までに保険料納付期間等が20年以上見込まれる、農業所得が900万円以下、認定農業者で青色申告者であれば保険料の国庫補助を受ける資格があります。

その年に支払った保険料の金額が社会保険料控除の対象になり、節税効果が期待できます。農業委員会、農協で年金額を確認することができますので、ぜひご相談ください。農業者年金は、老後に備えてサポートとなります。農業委員の仕事に農業者年金の加入促進活動がありますので、少しでも制度を理解、周知、把握し加入促進活動を実施してまいります。

## 第2号発刊にあたり



和寒町農業委員会  
会長 八島 邦彦

和寒町農業委員会だより第二号の発刊にあたりご挨拶申し上げます。

本町の農業は、恵まれた自然環境を生かし、先人のたゆまぬ努力により、食糧生産基地として重要な役割を果たしており、基幹産業と位置付けられています。

しかし、近年一戸当たりの面積の増加、農業者の高齢化により担い手不足、労働力不足等で耕作放棄地、遊休農地を増大させる懸念があります。

いかなる場合においても農地を守り、農業を守るために関係機関とともに連携を図り、本町農業の発展のため活動に邁進してまいります。

平成二十九年度農業委員の改選にあたり議会の同意を得て、定数十四名体制で発足しております。

今後とも皆様のご指導とご協力をお願い申し上げます。ご健勝と本年が豊穡の秋で迎えられるよう心から祈念申し上げます。

## 現農業委員会委員紹介

7月20日に新委員8名を含め14名の農業委員が任務に就くことになりました。



真鍋 隆裕



菊地 敏仁



兼丸 幸二



鈴木 隆紀



青塚 貢



中澤 由男



西川 直哉



高原 成徳



荒瀬 あつ子



村岡 敏一



高橋 かおり



三田 精一



二口 哲也

みなさまよろしくお願ひ致します